

2 奈良県の最低賃金について

最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めるもので、正社員、契約社員、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者とその使用者に適用されます。使用者は、必ず最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

したがって、最低賃金額より低い賃金額の求人は、受理することができませんので、必ず最低賃金を守ってください。

最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」があります。

地 域 別 最 低 賃 金	
奈良県最低賃金 時間額 9 8 6 円（令和 6 年 10 月 1 日発効）	
特 定（産業別）最 低 賃 金	時間額（日額） （効力発生日）
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	時間額 9 8 6 円 令和 6 年 10 月 1 日から 奈良県最低賃金・時間額 986 円が適用となります。
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金	
奈良県自動車小売業最低賃金	
奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金	日額 6,527 円 （平成元年 1 月 25 日） ※時間額は奈良県最低賃金を適用

※ 「特定（産業別）最低賃金」は、上記の特定産業に該当する事業場で働く労働者とその使用者に適用されます。

ただし、18 歳未満又は 65 歳以上の者、雇入後 3 月未満の者であって技能習得中の者、その他清掃又は片付けの業務に従事する者などは適用除外者となり、地域別最低賃金の適用となります。

◎ 法定労働時間等労働基準法に関するお問い合わせは

奈良労働局労働基準部監督課 0742 - 32 - 0204

最低賃金に関するお問い合わせは

奈良労働局労働基準部賃金室 0742 - 32 - 0206

または最寄りの労働基準監督署まで

奈良労働基準監督署 0742-23-0435

葛城労働基準監督署 0745-52-5891

桜井労働基準監督署 0744-42-6901

大淀労働基準監督署 0747-52-0261